を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。この場合において、参考手法には、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、複数の手法を含めるよう努めることにより、事業者が個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるようにすること。

(5)　参考手法を定める場合には、港湾環境影響評価項目等選定指針において、個別の港湾計画に定められる港湾開発等ごとの調査及び予測の手法の選定に当たって、それぞれの港湾計画に定められる港湾開発等ごとに参考手法を勘案しつつ港湾計画特性及び地域特性に関する情報等旨を踏まえ選定すべき旨、定めるものとする。

六　参考項目又は参考手法を勘案して項目又は手法を選定するに当たっての留意事項

参考項目又は参考手法を勘案しつつ、港湾計画特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、項目及び手法を選定するに当たっての留意事項として、以下の内容を港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(1)　参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容と個別の港湾計画に定められる港湾開発等の内容との相違を把握するものとすること。

(2)　環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかな場合、類似の事例により影響の程度が明らかな場合等においては、参考項目を選定しないこと又は参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することができること。

(3)　環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等においては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法を選定するよう留意すべきこと。

第二　環境保全措置指針に関する基本的事項

一　一般的事項

(1)　対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境保全措置は、法第四十八条第二項の規定により準用する法第十二条第一項の規定に基づき、環境保全措置指針の定めるところにより、検討されるものである。

(2)　環境保全措置は、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、港湾管理者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものとする。

二　環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境保全措置の検討に当たっての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

(1)　環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該港湾計画に定められる港湾開発等により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討が行われるものとすること。

(2)　環境保全措置は、港湾管理者により実行可能な範囲内において検討されるよう整理されるものとすること。

(3)　環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとすること。

ア　環境保全措置の効果及び必要に応じ不確実性の程度

イ　環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

ウ　環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響

エ　環境保全措置の内容その他の環境保全措置の実施の方法

(4)　代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとすること。

(5)　環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

(6)　選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、当該港湾計画の決定又は変更後において環境保全措置の内容をより詳細なものとする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該港湾計画に定められる港湾開発等による環境への影響の重大性に応じ、当該港湾計画の決定又は変更後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査を行う項目の特性及び地域特性等、当該調査そのものによる環境影響、地方公共団体等の他の主体との協力の方法等に留意しつつ、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア　事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な根拠に基づき設定されるものとすること。

イ　事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討が行われるものとすること。

第三　その他

本基本的事項並びにこれに基づき国土交通大臣が定める基準及び指針に用いられる科学的知見については、常にその妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び港湾環境影響評価の実施状況に係る検討を踏まえ、本基本的事項並びに基準及び指針について、必要な改定を随時行うものとする。特に、本基本的事項の内容全般については、五年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表するものとする。